

## 英国で導入されるジュニア ISA

ーチャイルド・トラスト・ファンドに替わる子供向け資産形成スキームー

宮本 佐知子

### ■ 要 約 ■

1. 2011年3月31日、英国政府は、税制優遇が付いた子供のための個人貯蓄口座である「ジュニアISA」の概要を発表した。英国では昨年まで、子供のための資産形成を奨励するスキームとして、ブレア政権時に導入された「チャイルド・トラスト・ファンド (CTF)」が利用されてきたが、現在のキャメロン政権がCTFを廃止して新たにジュニアISAを今秋から導入することを決定し、今回その概要を発表したという経緯である。
2. ジュニアISAとは、子供の将来へ向けた資産形成を奨励するための個人貯蓄口座である。仕組みとしては、家計が自らの資金をジュニアISA取扱金融機関に預託し、様々な金融商品に投資するというもので、同口座で生じた収益（配当・利子、譲渡益）は非課税となる。今回の制度変更により、英国における子供のための資産形成制度は、近年米国で普及している529プランに近い制度設計になったといえよう。英国の場合、資金の用途を大学教育費用に限定しているわけではないが、実際のところ英国で資金の用途として意識されているのは大学教育資金作りと見られる。
3. 近年、先進国に共通する大きな潮流として、高齢化や財政負担増などを背景に、年金をはじめとする社会保障制度に関わる様々な分野で、家計の自助努力が求められるようになっていくことが挙げられる。議論を教育分野に限定すれば、大学への政府補助金削減や運営費用増、国際競争の高まりなどを背景に大学授業料が引き上げられており、それに伴い家計側での負担が一層重くなっている。実際、OECD統計で家計側の負担を確認すると、特に大学教育段階における私費負担は、日本では米国や英国と並んで高くなっている。
4. 政府の財政状況に余裕がなく、教育支出を大幅に増やせない中では、教育分野における現実的な政策は家計の自助努力を支援する政策であろう。今や、人材競争はグローバルレベルで行われる時代になっている。一方で、かつて教育大国といわれたわが国は、大学進学率の観点からはアジアにおいてもトップではない。教育資金の家計負担問題に対しても、大学段階は手薄なままであり、教育資金作りのための税制優遇を通じた支援制度はない。子供の教育を巡る問題は最早、国内事情に目を向けるだけでは不十分であることを踏まえた議論が求められるようになっており、このような海外の動きも見過ごすべきではないだろう。

## I. ジュニア ISA の概要

2011年3月31日、英国政府は、税制優遇が付いた子供のための個人貯蓄口座である「ジュニア ISA (Junior Individual Savings Accounts)」の概要を発表した。英国では昨年まで、子供のための資産形成を奨励するスキームとして、ブレア政権（労働党）時に導入された「チャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Funds: CTF)」が利用されてきたが、現在のキャメロン政権（保守党・連立）が財政上の理由等から CTF を廃止し、新たにジュニア ISA を今秋から導入することを決定し、今回その概要を発表したという経緯である。

ジュニア ISA とは、子供の将来へ向けた資産形成を奨励するための個人貯蓄口座である。仕組みとしては、家計が自らの資金をジュニア ISA 取扱金融機関に預託し、様々な金融商品に投資するというものであり、同口座で生じた収益（配当・利子、譲渡益）は非課税となる（図表 1 参照）。これまでの CTF との最大の違いは、政府からの給付金がなく、家計自身の資金による資産形成を奨励するスキームだという点である。

対象者は英国在住の 18 歳未満の子供であり、預金口座と株式口座を 1 つずつジュニア ISA として持つことができる。ジュニア ISA に対して親族や友人等が資金を拠出できるが、口座への年間拠出額の上限は合計 3000 ポンドである。

ジュニア ISA の名義人は子であり、子が 18 歳になるまで資金を引き出すことができない。口座の管理は、子が 16 歳になるまでは子の保護者が、それ以降は子本人が行う。また、子が 18 歳に達すると、ジュニア ISA は自動的に ISA<sup>1</sup>になる。ジュニア ISA は、現在 ISA を提供している金融機関（銀行、住宅金融組合、信用組合、共済組合、証券会社など）が提供する。

英財務省によると、ジュニア ISA の利用対象者は約 600 万人であり、その後毎年約 80 万人の子供が追加的に利用できる見込みである。また、仮に 18 年間毎年上限まで資金を拠出して積み立てると、7 万～8 万ポンドの資産形成が可能になるとの見通しも示している。

ただし、CTF 口座保有者（2002 年 9 月 1 日から 2011 年 1 月 3 日までに生まれた英国在住の子供）は、ジュニア ISA 利用対象者から除かれる。CTF 口座については、既存口座については今後も維持・利用できるが、新たな口座開設や口座への政府からの給付<sup>2</sup>は 2011 年 1 月から停止された。また、CTF 口座への拠出上限額はこれまで 1200 ポンドだったが、今回ジュニア ISA と平仄を合わせる形で 3000 ポンドへ引き上げられることになった。

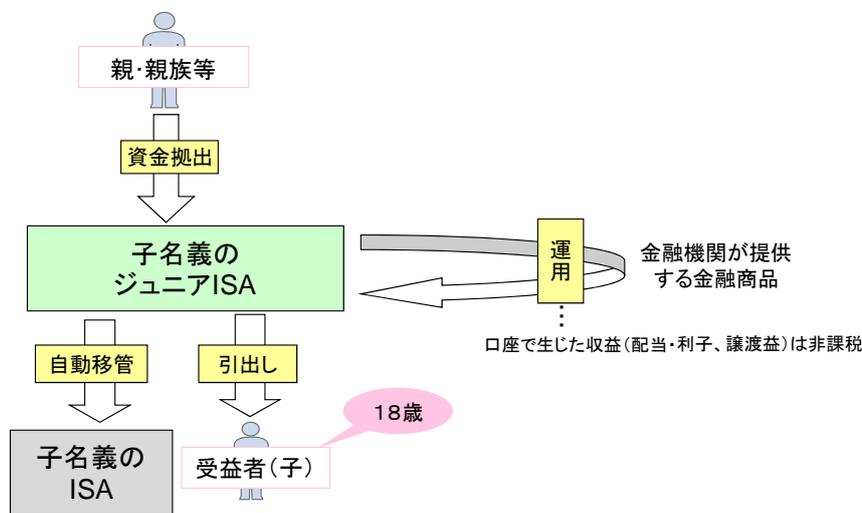
今後の予定としては、英財務省はこのジュニア ISA に関する法令ドラフトに対して、2011 年 5 月末までパブリックコメントを受付けており、それを踏まえて最終的な法令を 7 月下旬に公表する。実施は 2011 年 11 月 1 日からとなる見込みである。

<sup>1</sup> 1999 年に導入された 18 歳以上の英国居住者を対象とする個人貯蓄口座であり、ISA で生じた配当・利子、譲渡益は非課税となる。

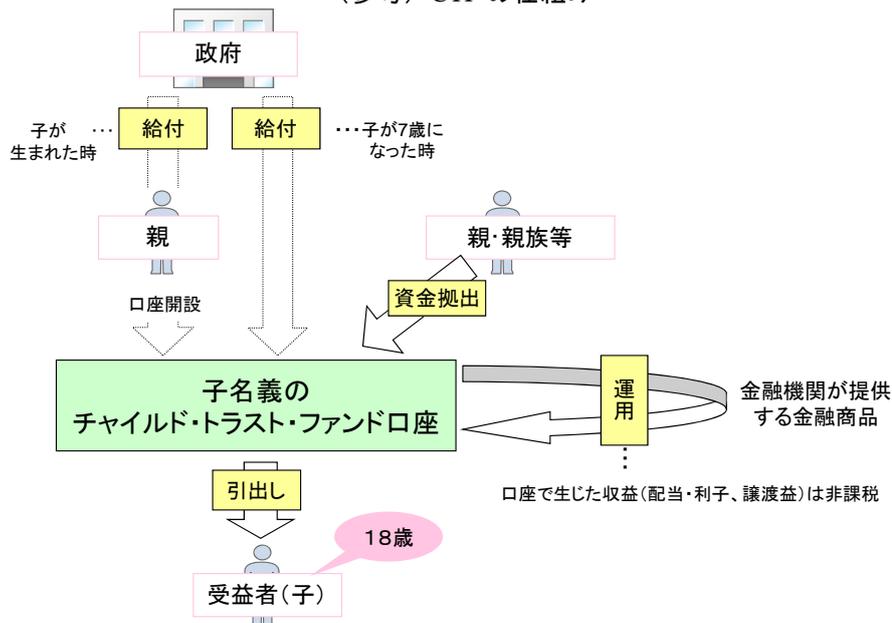
<sup>2</sup> CTF では子の誕生時と 7 歳時に各 250 ポンド給付され、低所得世帯はさらに 250 ポンド上乗せされていた。

ジュニア ISA に対する世論の反応は、これまでの報道を見る限り、歓迎する論調が多いように見受けられる。ただし、CTF の場合は対象年齢の子供全員が口座を持つ制度であるのに対し、ジュニア ISA の場合は希望者のみが口座を持つ制度であるため、子供の養育環境により生じる格差や、制度への理解・普及が懸念材料として指摘されている。これに関して、オズボーン財務相は、要保護児童に対しては政府が中心となり非営利団体等と協力して資金支援の意向を示している。また、制度への理解・普及については、ISA の口座数は制度導入後 10 年を経て約 1500 万口座まで普及が進んでいることから、同様の制度であるジュニア ISA の理解・普及を楽観視する向きもある。

図表 1 ジュニア ISA の仕組み



(参考) CTF の仕組み



(注) CTF で当初支給されていた政府給付金は現在停止されているため矢印を点線で示した。

(出所) 野村資本市場研究所

## Ⅱ. わが国への示唆

今回の制度変更により、英国における子供のための資産形成制度は、近年米国で普及している 529 プラン（税制優遇の付いた大学教育資金積立制度）に近い制度設計になったといえよう。つまり、ジュニア ISA では CTF の大きな特徴であった政府給付がないため、資産形成へ向けた家計自身の自助努力に対して税制優遇で報いるという意図がより明確な制度になったと捉えられる。勿論、英米間では制度上の差も残っており、例えば英国のジュニア ISA や CTF は、資金の使途を大学教育費用に限定しているわけではない点で米国 529 プランと異なるが、実際のところ英国で資金の使途として意識されているのも、大学教育資金作りと見られる。例えば、100 万以上の CTF 口座を扱う共済組合であるファミリー・インベストメントの最高責任者は「ジュニア ISA は大学教育資金作りのために家計が歓迎するツールになろう。」とコメントしている<sup>3</sup>。

近年、先進国に共通する大きな潮流として、高齢化や財政負担増などを背景に、年金をはじめとする社会保障制度に関わる様々な分野で、家計の自助努力が求められるようになっていくことが挙げられる。議論を教育分野に限定すれば、大学への政府補助金削減や大学運営費用増、国際競争の高まりなどを背景に大学授業料が引き上げられており、それに伴い家計側での負担が一層重くなっている。実際、OECD 統計で家計側の負担を確認すると、特に大学教育段階における私費負担は、日本では米国や英国と並んで高くなっている（図表 2）。英国では、最近まで家計負担は 25% 程度であったが、2006 年から大学授業料制度が改革され名目授業料が大幅に引き上げられたために家計負担が 52% へと倍増したという経緯がある。

図表 2 学校教育費の公私負担

(%)

	初等・中等教育(高校段階まで)				高等教育(大学段階)			
	公財政	私費			公財政	私費		
		合計	家計	その他		合計	家計	その他
オーストラリア	81.1	18.9	15.7	3.2	44.3	55.7	38.1	17.6
カナダ	88.4	11.6	4.1	7.5	56.6	43.4	19.3	24.1
フィンランド	99.0	1.0	x	x	95.7	4.3	x	x
フランス	92.7	7.3	6.2	1.1	84.5	15.5	10.3	5.1
ドイツ	87.3	12.7	x	x	84.7	15.3	x	x
イタリア	96.8	3.2	3.2	n	69.9	30.1	22.0	8.1
日本	89.9	10.1	7.6	2.5	32.5	67.5	51.1	16.5
スウェーデン	100.0	0.0	n	n	89.3	10.7	n	10.7
イギリス	78.1	21.9	11.3	10.6	35.8	64.2	52.0	12.1
アメリカ	91.4	8.6	8.6	n	31.6	68.4	34.2	34.2
OECD平均	90.3	9.7	~	~	69.1	30.9	~	~

- (注) 1. 国はアルファベット順に並んでいる。  
 2. 数字は 2007 年、カナダのみ 2006 年。表中の記号「x」は合計値に含まれるがその項目だけの金額は不明であることを、「n」は無視できるほど小さいことを、「~」は計算不能であることをそれぞれ示す。

(出所) OECD“Education at a Glance 2010”より野村資本市場研究所作成

<sup>3</sup> “Junior Isa plans revealed,” *The Guardian*, 3/31/2011 参照。

政府の財政状況に余裕がなく、教育支出を大幅に増やせない中では、教育分野における現実的な政策は家計の自助努力を支援する政策であろう。米国では教育ローン残高がクレジットカードローン残高を上回り、今年は1兆ドルを突破する見込みであるが<sup>4</sup>、一方で、将来必要となる大学教育資金を予め貯めることを奨励する制度整備も先行しており、教育資金積立制度は近年、一層重視されるようになっている。例えば、前述の529プランについては、オバマ政権下ではバイデン副大統領の指示で中流階級の大学教育資金作りのためにより良い仕組みとするための提言書が米財務省から公表されており、現在も議会では同プランの利便性を高めるための法案<sup>5</sup>が審議されている。

今や、人材競争はグローバルレベルで行われる時代になっている。一方で、かつて教育大国といわれたわが国は、大学進学率の観点からはアジアにおいてもトップではない。教育資金の家計負担問題に対しても、大学段階は手薄なままであり、教育資金作りのための税制優遇を通じた支援制度はない<sup>6</sup>。子供の教育を巡る問題は最早、国内事情に目を向けるだけでは不十分であることを踏まえた議論が求められるようになっており、このような海外の動きも見過ごすべきではないだろう。

---

<sup>4</sup> “Burden of College Loans on Graduates Grows,” *The New York Times*, 4/11/2011 参照。

<sup>5</sup> H.R.529 Savings Enhancement for Education in College Act。

<sup>6</sup> 詳しくは宮本佐知子「教育費問題の解決策」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2009年秋号参照。